尖閣諸島、竹島に関する資料委託調査事業成果の ポータルサイトへの掲載について

平成28年11月



平成27年度に実施した資料委託調査事業の成果を「尖閣諸島、竹島資料ポータルサイト」へ掲載

資料の委託調査報告書、ポータルサイトの公表時期

<u></u>	平成27年4月	平成27年8月	平成28年4月	平成28年9月
報告書 (日本語・英語で公表)	平成26年度分を公表		平成27年度分を公表 「中華 10 日本 1	
資料ポータルサイト (尖閣諸島・竹島)		平成26年度分を公表 2000年度分を公表 2000年度分を公表 2000年度	安語版を公表 Secticals Inducedo Architeces Portal Annual Control of the Section of	平成27年度分を公表(日本語) 資料ポータルサイトに約200点追加 「「「「「「「「「」」」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」 「「」」 「「」」 「「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「

2

1. 中世(室町時代)における韓国の竹島に 関する認識を示す資料(絵図)

◇1. 「八道総図」『東覧図』

1530年(享禄3年)

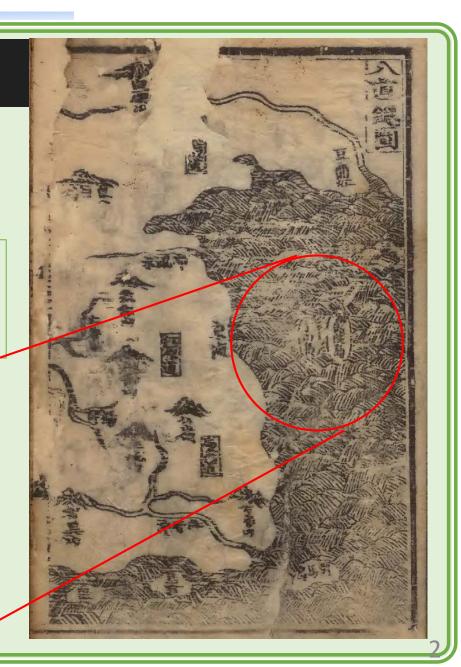
盧思慎 新增東国輿地勝覧

(国立公文書館所蔵)

朝鮮王朝時代に編纂された官撰地誌『新増東国輿地勝覧』の附図。

韓国が現在の竹島と主張する「于山島」が鬱陵島の西側、朝鮮半島寄りに同じ大きさで配置されている。





2 竹島に関する掲載資料(2)

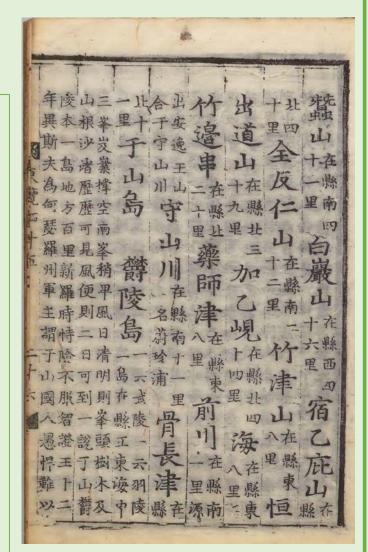
◆2. 新増東国輿地勝覧 1530年(享禄3年) 45巻 盧思慎 (国立公文書館所蔵)

朝鮮王朝時代の官撰地誌。全国総図「八道総図」と各道地図を掲載し、朝鮮全土の郡県ごとに記述。「(于山島、欝陵島は)風日清明なれば即ち峯頭の樹木及び山根沙渚歴歴見るべし。」とあり、二島が朝鮮半島から眺めることが出来る距離にあると述べている。<u>竹島は朝鮮半島から見える距離にはない(約217km)ため、于山島が現在の竹島であるとする韓国側の主張は根拠に欠ける</u>ことが分かる。

"「于山島 欝陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在県正東海中 三峯及 業掌空 南峯梢卑 風日清明則<u>峯頭樹木 及山根沙渚 歴々可見</u> 風便 則二日可到 一説干山 欝陵 本一島 地方百里」

(現代語訳)

※于山島と欝陵島は時に武陵、或いは羽陵とも呼ばれ、二島は県の 真東の海中に在る。三つの峰が到達しそうなほど空を支え、南の峰 はやや低い。天候が清く明らかであれば<u>山頂の樹木及び山麓の海</u> <u>岸をありありと見ることができる</u>。風が良ければ二日で到達できる。 一説に于山と鬱陵は本来一つの島で、周囲は百里(約40km)ある。"



2 竹島に関する掲載資料(3)

2. 江戸時代における松島(現在の竹島)に関する認識を示す資料

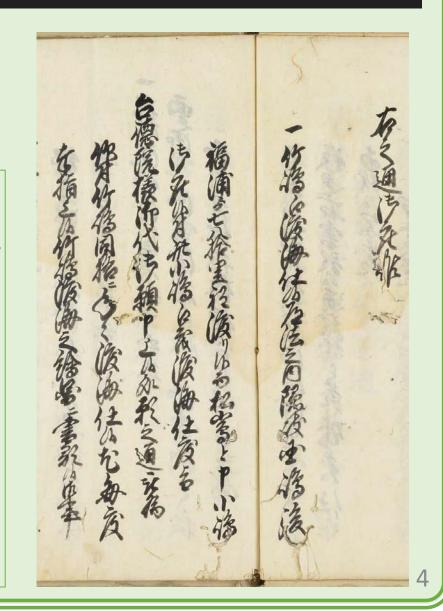
◇3. 竹嶋江渡海之次第先規より書付之写 1738年(元文3年)12月 大谷九右衞門 (米子市立図書館所蔵)

大谷家の竹島(現在の鬱陵島)渡海及びその道のりに ある松島(現在の竹島)への渡海について書かれた文書。 幕府からのお尋ねに対する書付と絵図が添付されている。

"「一 竹嶋江渡海仕候道法之内隠岐国島後福浦より七 八拾里程渡リ候而<u>松島と申小島御座候付此小島江茂渡</u> 海仕度旨台徳院様御代御願申上候処願之通被為仰付 竹島同様ニ年々渡海仕候」

(現代語訳)

※一 竹島渡海の道のりのうち、隠岐国の島後にある福 浦より七、八十里行くと、松島という小島があるので、この 小島への渡海も台徳院様の代(二代将軍秀忠1605 ~ 23)にお願いしたところ、お許しいただき、竹島と同様に毎 年渡海した。"



2 竹島に関する掲載資料(4)

◇4. 竹島図説

1849年(嘉永2年)

金森建策

(国立公文書館所蔵)

「隠岐国松島」という記述がある資料。

江戸時代には「松島(現在の竹島)」が日本の領土の一部(隠岐国の一部)として認識されていたことがわかる。

"「<u>隠岐国松島西島</u>(松島の一小属島なり土俗呼ぶ次島と做す)<u>よ</u> り海上道規凡そ四十里許北方に一島あり名を竹島と曰ふ」

(現代語訳)

※隠岐国松島(現在の竹島)の西島(松島の一小属島で、地元の人々は次島としている)から海上の道のり約四十里(160km)北方に島が一つある。その名を竹島(現在の鬱陵島)という。"

奇ララ 化鮮朝クア見渡島道隱 島シスナノ鲜意の郡島日規岐此 メ且五夢山ノ是演せ本 ん国説 サ竹里陵ト見遠野ルニ四松恐 島儿太許山云工見目一接十 / 展夫是+ルレノ三老シ里 東地繁八十ラハハ考柳里朝許西 南往员言五二恐几月村三鲜北島, 切《人二里 八四以3 語里竹方土松 > 小ヲ東ト 朝十テリ的許島 = 俗島 捻カメ西云=里竹徳セトョー呼ノ テラ敢特モ降許島岐ラスリ島テー 古ステ長スシカヨノレ此朝ア次小 大ト入裏其地トリ後シ説鮮り島属 坂 可果大形云朝岛井八人名下岛 浦莲,概三,鲜人其享海方做+ 上物甚ラ角O山三答保上竹スリ 日最広云三謙升十二九道島ョ 此多知了又按見五伯年規トリ 迎卡人之周三八六州普四日,海 八一力撑围那少里会量十此上

2 竹島に関する資料調査(5)

3. 戦前の水産学校の航海実習において、竹島視察が組み込まれていることがわかる 資料

◇5. 「總航程一千浬 漁労科生の視察県立隠岐商船水産校十七日間の予定」 1935年(昭和10年)7月9日 山陽新聞社 (島根県立図書館所蔵)

1935年の隠岐商船水産学校漁撈科三学年の北朝鮮東岸視察旅行の最終日程に竹島視察が組み込まれていることを報じた記事。

"「<u>県立隠岐商船水産学校</u>に於ては昨年北鮮漁業視察計画以来諸般の設備完成を見るに至ったので、左記日程により八日午前九時西郷港発の練習船鵬丸を就航せしめ同校漁撈科第三学年生徒の遠航漁業調査実習を見るに至ったが視察予定は十七日間で北鮮沿岸漁港を清津、雄基に至る總航程一千海里に亘り各方面の産業状態の視察をなし

(略)二十二日午後三時鬱陵島着同九時間 二十三日<u>午前七時ランコ島(※竹島のこと)着</u>同三時間、 午後十時西郷港帰着」" 阳 雅 火

2 竹島に関する資料調査(6)

4. GHQの指令(SCAPIN)は、領土問題(竹島の分離)を決定するものではない(講和会議で決定するものである)旨を示す資料

◆6. 行政の分離に関する司令部側との会談 1946年(昭和21年)2月13日 外務省「旧日本外地情況雑件」 (外交史料館所蔵)

1946年1月29日に発行された連合軍最高司令部訓令 (SCAPIN)第677号で日本の行政権が停止される地域に竹島が 含まれたが、その指令に関する外務省連絡官とGHQ民生局担当者との第一回会談の記録。SCAPIN第677号により、竹島が日本 の行政の及ぶ範囲から除かれているが、本指令による決定は領土問題と関係ない旨が記載されている。

"米「本指令は単なる連合国側の行政的便宜より出てたるに 過きす 従来行はれ来りたることを本指令に依り確認せるものなり 即ちSSAPの行政の及ふ範囲は本指令に示せる日本内に限られ其の他はSCAPの所管するところにあらす 例えは大島は CINPACの所管。 鬱陵島は第二十四軍団の指揮下に在り <u>従っ</u> て本指令に依る日本の範囲の決定は何等領土問題とは関連を 有せす 之は他日講和会議にて決定さるへき問題なり」" 规

2 竹島に関する資料調査(7)

5. 韓国による実力行使(発砲)を用いた竹島の不法占拠の状況を示す資料

◇7. へくら発砲受く! 竹島で韓国船から 外務省から厳重抗議

1953年(昭和28年)7月14日 日本海新聞社(日本海新聞) (米子市立図書館所蔵)

1953年7月12日、海上保安庁巡視船「へくら」が竹島巡視からの帰途に就いた時に銃撃された事件を報じている。

"「境海上保安部(鳥取県)の柏博次部長を乗せて第四次竹島調査におもむいた巡視船「へくら」は、十二日午前五時二十分同島に到着し調査したところ、同島には韓国人約四十人(うち警察官七名)漁船三隻(いずれも約十トン、大成号、栄号ほか一隻)および伝馬船一隻を認めた。これら漁夫は潜水用具を使ってわかめ、かい類を採取しており、二日の第二次調査の際立てた日本領土の標識が韓国により撤去されていた。同六時十五分ごろ韓国官憲四名(略)が「へくら」を訪問、韓国側の意志として竹島は韓国領土であることを表明したが、我方はこれを拒否し同島は日本領土であることを通告して同八時下船させた。ついで「へくら」は竹島を一周帰途についたが、その途中、突然数十発の発砲を受け、人命には異状なかったが、ボートおよび後部左舷に命中弾二発を受けた。武器は大成号に自動小銃二丁を搭載しており警察官がピストルを携帯しているのがみとめられた。」"



竹島に関する資料調査(8)

♦8. 社説 韓の竹島措置こそ不法侵略 1954年(昭和29年)09月03日 (株)山陰新報社(現 山陰中央新報)

韓国の竹島不法占拠が進むことへの危機感から書かれた社説。 「われらは郷土の一部が外国の権力下にあるという現実に対して痛 憤を感じないではおられない」と訴えた。

"「この島がわが国の領土となつたのはかの日韓合併がおこなわれた 以前のことであるし韓国独立を規定したサンフランシスコ平和条約でも この竹島の帰属についてはどこにも触れているところは見当らない よつて竹島は明らかにわが国のもの、われら島根県人にとつてはあく までも郷土の一部なのである。」

「敢えて前言を繰り返すが、竹島は日本領土でありわが島根県に属し ている。そこへ、ただ単なる一方的解釈に基くだけで、相手国の主張を 無視して措置を講ずるのは、それがいかに着々と強力に展開されよう とも、これこそ明らかなる不法侵略であるとわれらは解する。たとえ計 画的に既成事実を作りかさねても、それは不法侵略の事実を積み重ね るのにすぎない。」"

ており絶歴には韓国文字が聞いてあった るらしいことが認められ、 灯台も作られ

で、竹島はわが方からみてその線の向う ち昭和二十七年の一月十八日韓国の李大 に対して主権を宣言し、いわゆる「李承 既ライン」なるものを布いて以来のこと 続領が突然朝鮮半島周辺の広範囲な公海 不当であり、日本領であることを機会あ このかた、わが国はもちろんその主張が ることに申入れはしている。しかし、韓

京城一日発のアメリカAP通信社が伝

こそ不法侵略

韓の竹島措置

ける軸の響備隊派遣放送に対してもわが た領地標柱の建て替え競争も韓国側の実 方では竹島の地勢からみてとうてい常駐 コンけて来ている。ひところ両国が演じ 国はそれを無視して一万的な措置をうち 力主

強にわず

方が

圧倒

され、

その後

にお

ではおられない。

の両面に振舞わなければならないその立

敢えて前営を繰り返すが、竹島は日本

と慣習とに反することはすでにかつて説 であるばかりでなく公海自由の国際常識 側に入っているが、この李宣言が一方的

侵略であるとわれらは解する。 されようとも、これこそ明らかなる不法 るのは、それがいかに蓄々と強力に展開 領土でありわが島根県に属している。そ で、相手国の主張を無視して措置を講ず こへ、たゞ単なる一方的解釈に述くだけ

このうえもない。

積は直接関係をもつわれらとしては迷惑 域の漁場に足場を築くという意図も判る 場は察しられないではない。また日本海

しかし、国際常識を逃したやりかたの累

な場合には沿岸番傭隊及び空軍を使うと 数部を通じ日本側に対し度重なる領海侵 るに決定したとともに東京にある同国代 昭から守るため数百人の聲官隊を派遣す 一日の閣僚で竹島をあくまで日本の侵 えるところによると「韓国政府は去る三

また明白なる事実であつて、しかもわが

竹島がわが国の領土であるのは厳たる

ない。国際間の取のもつれを解決するの

どこにも触れているところは見当らない 平和条約でもこの竹島の帰風については れら島根県人にとつてはあくまでも郷土 よつて竹路は明らかにわが国のもの。わ 韓国が竹島は韓領であると言い出して

が、われらは郷土の一部が外国の権力下 通告し万全の手を打つ」と述べたという 土主張の既成畠実を作りつゝある実情を **| 極地方を要請したのに対し智見第五課長** 関し恒松島根県知事が外務省アジア局に うした竹島をめぐる日韓両国間の風波に するとともに第三国に対しても韓国が領

にあるという現実に対し痛情を感じない 直面しているため韓国が対外および対内

ぶる遺憾の意を表明せざるを得ない。 うにあくまで一方的にばかり出る韓国の 盛んなりとはしても、問答無用と言うよ ならない。しかるに、独立の意気いかに ないし、相手国と話し合いをしなければ には常職と慣習とを母重しなくてはなら 態度に対しわれらは隣邦の民としてすこ 独立に伴つて種々と複雑困難な問題に

2 竹島に関する資料調査(9)

6. 戦後における竹島の写真

◆9. 1954年5月30日に鳥取県水産試験場試験船「だいせん」で竹島に接近調査した時の写真 1954年(昭和29年)5月30日 鳥取県水産試験場 (鳥取県公文書館)







